

大阪市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 大阪市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることにより児童等の健全な育成を目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大阪市とする。

(対象者)

第3条 この要綱に定める対象者（以下「対象者」という。）は別表1の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児で、次の全ての要件をみたす者とする。

- (1) 本市に居住する在宅の者（ただし、頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）の給付を希望する者については、在宅以外（入院及び施設入所）も対象とする。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費支給認定を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

(対象用具の種目及び基準額)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げるものとし、その対象となる金額は、同表の「基準額」欄に掲げる額以下のものとする。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（（以下「申請者」という。）は、次の書類を揃えて市長に申請（大阪市行政オンラインシステムによる申請または対象者の居住地を管轄する保健福祉センターに申請）するものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書〔様式第1号〕
- (2) 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）
- (3) 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し等
- (4) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

2 市長は、前項による申請を受理した場合は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに調査書〔様式第2号〕を作成するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の書類の内容を審査のうえ、用具の給付を行うかどうかを、前条の書類を受理した日から原則30日以内（ただし、申請内容に疑義がありその解消に時間を要する場合、その他市長が必要と認める特別の事情がある場合は除く。）に決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、別表2の基準により利用者負担額を決定し、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書〔様式第3号〕及び小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券〔様式第4号。以下「給付券」という。〕を、その申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児日常生活用具却下決定通知書〔様式第5号〕を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(給付の条件)

第7条 市長は、給付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 納付の決定を受けた者は、自己負担すべき額を用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に、原則当該用具の引渡しの日に支払う（ただし、業者から口座振込にて支払うよう依頼された場合、その他市長が認める特別の事情がある場合は除く。）こと。
- (2) 納付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないものとする。
- (3) 納付品目、見積金額など変更（納付品目、金額の変更のない品番等の軽微な変更を除く）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 用具の納付を取消す場合には、市長の承認を受けること。

(給付事業の変更)

第8条 申請者は、第7条の給付条件に基づき事業の内容等を変更しようとするときは、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業変更承認申請書〔様式第6号〕により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 この給付の決定を受けた者が、給付決定の内容やこれに付された条件に不服がある場合、又は自己の都合により当該用具の給付を取下げる場合は、決定を受けた日から30日以内に小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業申請取下書〔様式第7号〕により行うものとする。ただし、決定を受けた日から30日以内であっても、用具の受領及び自己負担すべき額の支払い後に給付の決定を辞退することはできない。

(事業変更による決定取消し等)

第10条 市長は、給付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれにより付した条件を変更するときは、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業変更による給付決定取消・変更通知書〔様式第8号〕により行うものとする。

(用具の給付)

第11条 用具の給付は業者が行うものとし、給付決定からおおむね30日以内に給付を受けなければならない。ただし、給付決定日の属する年度を超えて給付を行うことはできない。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(費用の負担)

第12条 納入の決定を受けた者は、第6条第2項の規定により交付された所定の給付券を添えて、自己負担すべき額を、原則当該引渡しの日に業者に支払う（ただし、業者から口座振込にて支払うよう依頼された場合、その他市長が認める特別の事情がある場合は除く。）ものとする。

（用具の確認）

第13条 市長は、用具を納入した業者から給付券及び納品書の写しを受理した場合は、現地調査などにより内容を確認するとともに、給付後の適正な使用について指導の万全を図るものとする。

（公費の請求）

第14条 市長は、用具を納入した業者から給付券及び納品書の写しの提出による請求があった場合は、給付用具の額から扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（決定の取消し及び公費相当額の納付）

第15条 市長は、給付決定を受けた者が、第7条(2)の給付の条件に違反又は虚偽の請求等を行った場合、若しくは給付決定日の属する年度内に給付を受けることができなかった場合は当該用具の給付に係る決定を取消し、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定取消書〔様式第9号〕により、速やかに通知するものとする。

2 前項の規定による取消しをした場合において、公費がすでに支払われているときは、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業請求通知書〔様式第10号〕により通知し、取消した日から30日以内に前条の規定による額を本市へ納付させるものとする。

（給付台帳の整備）

第16条 市長は、用具の給付状況を明らかにするため、小児慢性特定疾病日常生活用具給付台帳〔様式第11号〕を整備保管するものとする。

（その他）

第17条 この要綱の施行について、必要な事項は保健所管理課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正前の要綱による様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

小児慢性特定疾病児日常生活用具種目等

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児又は介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	170,500円

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
徴収基準月額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準 月額	加算基準 月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	所得割の年額 3,000円以下 D 1 階層 3,001 ～ 5,800 円 D 2〃 3,450 350 5,801 ～ 8,700 円 D 3〃 3,800 380 8,701 ～ 13,000 円 D 4〃 4,250 430 13,001 ～ 17,400 円 D 5〃 4,700 470 17,401 ～ 22,400 円 D 6〃 5,500 550 22,401 ～ 28,200 円 D 7〃 6,250 630 28,201 ～ 58,400 円 D 8〃 8,100 810 58,401 ～ 75,000 円 D 9〃 9,350 940 75,001 ～ 96,600 円 D 10〃 11,550 1,160 96,601 ～ 121,800 円 D 11〃 13,750 1,380 121,801 ～ 175,500 円 D 12〃 17,850 1,790 175,501 ～ 221,100 円 D 13〃 22,000 2,200 221,101 ～ 380,800 円 D 14〃 26,150 2,620 380,801 ～ 549,000 円 D 15〃 40,350 4,040 549,001 ～ 579,000 円 D 16〃 42,500 4,250 579,001 ～ 700,900 円 D 17〃 51,450 5,150 700,901 ～ 849,000 円 D 18〃 61,250 6,130 849,001 ～ 1,041,000 円 D 19〃 71,900 7,190 1,041,001 円以上 D 20〃 全額 左の徴収基準 月額の10% ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円	2,900 3,450 3,800 4,250 4,700 5,500 6,250 8,100 9,350 11,550 13,750 17,850 22,000 26,150 40,350 42,500 51,450 61,250 71,900 左の徴収基準 月額の10% ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円	

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、この表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定する
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

- I 所得税法(昭和40年法律第33号)
- II 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

III 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下、本通知)の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けていた対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の扱いとすること。

大阪市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書

年 月 日

大 阪 市 長

〒

申 請 者 住 所 _____

給付対象者との続柄

申 請 者 氏 名 _____ ()

申 請 者 電 話 番 号 () -

下記により日常生活用具給付を申請します。この決定に必要な扶養義務者の個人市民税課税台帳等関係公簿等を閲覧されることに同意します。なお、以上の内容について、扶養義務者全員の承諾を得ています。

対象者	ふりがな			生年 月日	年 月 日生 (歳)		
	氏名						
	住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			大阪市 <input type="text"/> 区		
	疾病名				受給者番号 (既にお持ちの方のみ記入)	<input type="text"/>	
世帯の状況	氏 名		対象者と の続柄	生年月日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況等)	
				.			
				.			
				.			
				.			
				.			
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護 の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)を使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい 用具の名称				希望する形式、 規模等			
給付上特に希望 する事項				用具の価格	円		
備 考							

(注意)

- 日常生活用具の種目及び給付の対象者は裏面のとおりですので、申請の際には裏面をご確認ください。
- 申請の際には、この申請書のほかに必要な書類がありますので、裏面をご確認ください。

R0704

小兒慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

＜対象者＞ 以下の要件をみたす者とする。

- ① 大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている在宅の者（ただし一部の種目については在宅以外も対象とする。）
 - ② 下表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児
 - ③ 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病医療費支給認定を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者

小児慢性特定疾病児日常生活用具の種目及び対象者等

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特 殘 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅	子 下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ク ー ル ベ ス ト	体温調節が著しく難しい者	疾病的症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫 外 線 カ ッ ト	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや ク リ 一 ム 神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パ ル ス オ キ シ メ ー タ ー	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具 (消 化 器 系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具 (尿 路 系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着が必要な者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
チ ュ ー ブ 型 包 帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

＜申請に必要な書類＞

- (1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書
(2) 紹介を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）
(3) 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し（詳しくは下表をご参照ください）、及び必要に応じて所得証明に関する申出書

世帯の状況に記載された者すべての所得等に関する状況を確認できる書類が必要。ただし、他の者の証明書類で扶養されていることが明らかになれば、省略可能。当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、前年度の市町村民税によることとする。

(4) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業における徴収基準月額及び提出する所得を証明する書類

小児慢性特定疾患児口用品生活費共給付事業における徴収基準月額及び提出する書類を証明する書類							
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額	提出する所得を証明する書類		
A階層	生活保護法の被保護世帯(単結世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	生活保護の決定通知書又は生活保護適用証明書 支援給付決定通知書等		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯		1,100	110			
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230			
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		所得割の年額 3,000円以下 3,001 ~ 5,800 円 5,801 ~ 8,700 円 8,701 ~ 13,000 円 13,001 ~ 17,400 円 17,401 ~ 22,400 円 22,401 ~ 28,200 円 28,201 ~ 58,400 円 58,401 ~ 75,000 円 75,001 ~ 96,600 円 96,601 ~ 121,800 円 121,801 ~ 175,500 円 175,501 ~ 221,100 円 221,101 ~ 380,800 円 380,801 ~ 549,000 円 549,001 ~ 579,000 円 579,001 ~ 700,900 円 700,901 ~ 849,000 円 849,001 ~ 1,041,000 円 1,041,001 円以上	D 1 階層 D 2 // D 3 // D 4 // D 5 // D 6 // D 7 // D 8 // D 9 // D 10 // D 11 // D 12 // D 13 // D 14 // D 15 // D 16 // D 17 // D 18 // D 19 // D 20 //	2,900 3,450 3,800 4,250 4,700 5,500 6,250 8,100 9,350 11,550 13,750 17,850 22,000 26,150 40,350 42,500 51,450 61,250 71,900 全額	290 350 380 430 470 550 630 810 940 1,160 1,380 1,790 2,200 2,620 4,040 4,250 5,150 6,130 7,190 左の徴収基準月額の10% ただし、 その額が8,560円に満たない場合は 8,560円	市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用) 又は 市民税・府民税納稅通知書兼税額決定(充当)通知書 (課税明細書その1、その2も必要) *これらの書類がない場合は、市民税課税状況等を職員が閲覧することにより確認します。

*市町村民税所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別控除等の一部の税控除は除くものとする。

* 1月から 6月までの間の申請においては「当該年度分の市町村民税」を「前年度分の市町村民税」と読み替えるものとする

*同一生計内に2人以上の対象者がいる場合の2人目以降の者については、加算基準月額を適用する。

調査書 (小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業)

①申請書受理日 年 月 日		②申請者 氏名			③対象者との続柄	
④対象者	ふりがな			生年 月日	年 月 日生 (歳)	
	氏名					
	住所	大阪市 区				
疾病名				受給者番号 (※既にお持ちの方のみ記入)		
⑤世帯員の状況	氏名		続柄	年齢	備考	
⑥世帯区分 (※保健所で記入)	1 被保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税均等割課税世帯 4 市町村民税所得割課税世帯 5 所得税課税世帯					階層
⑦住まいの状況	1 自宅 2 借家 (貸主の諸否)					
⑧ 給付後の 生活の状況	<日常生活動作の状況> (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力ができるようになる 2 一部介助ができるようになる 3 給付して変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()				<その他の状況> 1 疾病の悪化等を予防できる 2 介助の負担が減少する 3 コミュニケーションが容易になる 4 情報入手が容易になる 5 在宅生活が可能になる 6 その他 ()	
⑨給付の必要の有無	1 有 2 無	⑩ 給付する用具名 (型式規模等含む)				
⑪給付(する・しない) 理由						
⑫予定価格 (※保健所で記入)	円	⑬自己負担額 (※保健所で記入)	円	⑭公費負担額 (※保健所で記入)	円	
⑮その他特記事項 (医療意見書の療養 欄の記載・身障手 帳の有無等)						
年 月 日		調査員 職名 氏名				

大大保第 号

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

大阪市長

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号			給付決定 年月日	年 月 日			
対象者氏名			疾 病 名				
給付する用具名 (型式規模等含む)							
納入業者名							
納入業者の 住 所	電話 () -						
価 格	円	扶養義務 者が支払 うべき額	円	公 費 負担額	円		
注意事項	1 用具は、給付の決定を受けた者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際（ただし、業者から口座振込による支払いを依頼された場合など、特別の事情がある場合を除きます。）に支払ってください。 2 紹介された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を納付してもらうことがあります。 4 紹介品目、見積金額などの変更や、取消しを行う場合には、申請が必要です。						

〔様式第4号〕

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券

① 給付番号	第号		② 給付券発行年月日	年月日	
③ 対象者氏名			④ 生年月日	生(歳)	
⑤ 対象者住所					
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式規模等)					
⑨ 価格	円	⑩ 扶養義務者が 支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
用具基準額(参照)	円				
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者 の住所	電話() -	
上記のとおり決定する。					
年月日					
大阪市長					

⑭ 業者の納付 した日	年月日	⑮ 扶養義務 者より受 領した額	円	⑯ 受領業者 名及び 年月日	年月日
⑰ 用具受領 氏名		⑱ 確認者		職名 氏名	
⑲ その他 特記事項					

(注) 本表は、①～⑬、⑯は市町村、⑭～⑯は納付した業者が記入すること。

⑰は保護者又は18歳以上の対象者本人が記入すること。

※ 本給付券は用具を受け取る際に、業者にお渡し下さい。また、業者は本給付券及び納品書の写しを添えて費用を請求してください。

大大保第 号

小児慢性特定疾病児日常生活用具却下決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

大阪市長 (印)

年 月 日に申請のありました小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので、ご承知ください。

対象者	氏名	
	住所	大阪市 区
種 目		
却下理由		

年 月 日

大 阪 市 長

申請者住所

申請者氏名

対象者との続柄 ()

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業変更承認申請書

年 月 日付大大保第 号にて給付決定を受けた小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業について、次のとおり変更する必要がありますので、市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

年 月 日

大阪市長

申請書住所

申請者氏名

対象者との続柄 ()

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業申請取下書

年 月 日付 大大保第 号にて通知のありました小児慢性特定
疾病児日常生活用具給付事業の給付決定については、大阪市小児慢性特定疾病児日常生活用具
給付事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 給付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

大 大 保 第 号
年 月 日

様

大阪市長

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
事業変更による給付決定取消・変更通知書

年 月 日付 大大保第 号にて給付決定しました小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業については、次のとおり取消・変更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

大大保第
年 月

号
日

様

大阪市長

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定取消書

年 月 日付大大保第 号にて給付決定しました小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業については、次のとおり取消することを決定しましたので通知します。

記

1 取消の内容

2 取消の理由

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業請求通知書

年 月 日付大大保第 号において、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業の給付決定を行い、年 月 日付で交付したところであるが、年 月 日付大大保第 号により給付決定を取消したため、次のとおり納付を求めます。

記

1 請求理由

2 納付期日

年 月 日までに納付すること。

3 請求金額

金 円

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付台帳

給付券番号	申請年月日	氏名		※ 用具種目	見積書 依頼年月日	給付決定年月日	業者名	費用			業者納入年月日	業者請求年月日	公費支払年月日	
		年齢			受理年月日			自己負担額	階層	公費負担額				
		住所			・			・	・	・				
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	
	・				・	・					・	・	・	
					・						・	・	・	

※ 1 便器、2 特殊マット、3 特殊便器、4 特殊寝台、5 歩行支援用具、6 入浴補助用具、7 特殊尿器、8 体位変換器、9 車椅子、10 頭部保護帽、11 電気式たん吸引器、12 クールベスト、13 紫外線カットクリーム、14 ネブライザー（吸入器）、15 パルスオキシメーター、16 ストーマ装具（消化器系）、17 ストーマ装具（尿路系）、18 人工鼻